

持続可能な森林経営研究会

<http://sfmw.net/>

森林施業の問題点等に関するアンケート調査

課題1 森林情報の把握、内容、取り扱いについての問題点と対応

独法森林総研が行った、森林簿の精度分析を見ると意外と変動率が少ない結果でした。

森林簿がどれ程の精度なのかといえば、GIS移行時の調査では本県では低い数字が出ています。1千万haの人工林を作りましたが、現実の生育している人工林がどの程度あるのかは不明なのではないでしょうか。日本の森林調査が先進国を含めて外国と比較すると精度の高いことは理解しますが、少なくとも現場段階で使用できる内容にないと思います。情報の充実には既存の間伐調査（造林補助金のための標準地調査）を森林簿に反映することも手段と考えます。国段階の資源調査なら衛星写真も利用可能ですが、現場には捨てられている情報があるので活用すべきです。

課題2 目標とされている森林施業のあり方に関する問題点と対応

目標森林（法正林＝目標としている森林の姿）を国民に明確に示していないのが実態だと思います。目標森林に誘導するための森林施業基準とどのように現場に適用していくのか、そのための人間の配置をどのようにするのか多岐にわたる論議が必要です。行政職員の多くが、知識はあっても現場経験のない「ヤブ医者」です。ある技術士が現場のことは判らないが文章なら書きますといましたが、それが実情だと思います。そうだとしたら、民に技術者を作る必要があると思います。実際の森林を見ている人間により、施業基準を作成していかないと、頭の中の森林を対象にした施業基準に終わる可能性が強いと思います。

課題3 森林計画の体系、内容等に関する問題点と対応

地域森林計画の意味が都道府県段階でも理解されずに、作ることになっているので定められている事項作成しているのが現実である。計画内容が、結果都道府県の施策と分断されているので義務的に作成しているのでは利用されていない。国の計画量の設定にも問題があるが、これも、制度的問題ではなく都道府県が地域森林計画にどこまで真剣に取り組むかで、相当解決できることと思います。長期に渡り実施されている制度であるが再定義が必要である。

課題4 森林計画の実行、森林施業の実行に関する問題点と対応

2月12日報告の愛知県設楽町の事例は森林施業計画の制度問題というより、運用の問題と理解します。

指摘事項

① 計画期間外の施業、伐採時期が記載できない。

意見

現在の森林施業計画でも全体として長期にわたる計画事項があり、これを作成するためには個々の森林から積み上げてないと数字が出せないなので、個々の森林単位での表記はしないが基礎資料

持続可能な森林経営研究会

<http://sfmw.net/>

としては作成しているはずですが。さらに、森林施業計画は模範例を示しており、それだけでは森林所有者の経営意思を示せない場合は書き足すことを認めているので必要と森林所有者が判断するならば書き足すことができます。

② 計画作成理由が補助金採択条件を満たすため、本来必要な変更が年度末に一括して行われている。

意見

問題外の運用であり、市町村ではそのようなことが行われているのかです。

問題点

1. 森林施業計画の役割が十分理解されていないことが問題であり、理解促進が必要
同時に、多くの理解者を得るためにも中学生が読んで判る内容にする必要がある。
2. 上意下達の森林計画制度にあって不足しているのは、個々の森林の財産情報（境界、林況）との結合です。森林所有者の一番欲しい情報だと思います。森林組合を中心とした担い手に情報収集、信託委託あるいは経営委託をしてもらう基礎資料の整備を行うべきで、この部分に人力がかけられるような支援策が必要です。各段階に必要な応じた森林情報の整理が求められている。

課題5 その他（自由にご意見を）

森林計画のモニタリングに FSC 等の森林認証が有効と考えます。しかし、現実の森林管理を理解されない基準、審査が一部に行われ現場を混乱させていると感じます。